

## 中分類 34 — 金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

### 總 説

この中分類は、次のような鉄及び非鉄金属製品の製造に従事する事業所をいう。すなわち、ブリキ罐及びその他のブリキ製品、手工具類、刃物類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、ワイヤー製品及び他に分類されない種々の金属製品等である。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものは、次のとおりである。すなわち、機械は中分類 35 及び中分類 36 に、輸送用設備は中分類 37 に、専門機械、理化学機械、製薬機械器具及び時計は中分類 38 に、寶石加工及び銀器類は中分類 39 に分類される。鉄、非鉄金属及びそれらの合金ならびに基礎金属材料の製造は中分類 33 に分類される。

小分類 番号    細分類 番号

341            ブリキ罐及びその他のブリキ製品製造業

3411          ブリキ罐及びその他のブリキ製品製造業

主として罐詰用罐、ビール罐、一般用罐、油罐、ミルク罐、アイスクリーム罐及びその他のブリキ製品等を購入したブリキ板、トタン板、鉄板又は珪璃板等から製造する事業所をいう。但し、家庭用、病院用のブリキ製品を製造する事業所は細分類 3452— 成型及びプレス加工金属製品製造業に分類される。

○ブリキ罐製造業（ドラム罐を除く）；ブリキ製品製造業（罐詰罐、ミルク罐、アイスクリーム罐、ブリキ製箱、容器等）

×ブリキ製品製造業（家庭用、病院用ブリキ器具を製造するもの）

342            刃物、手工具及び一般金物製造業

3421          刃物製造業

主として洋食器用刃物（純銀製又は銀メッキ刃物、細分類 3914 を除く）鋏、バリカン、剃刃（電気剃刃を含む）、安全剃刃の刃、マニキュア用器具、ポケットナイフ、肉切ナイフ、及び庖丁の製造に従事する事業所をいう。

○安全カミソリ製造業（替刃を含む）；剃刃製造業；食卓用刃物製造業（ナイフ、フォーク、スプーン、セットを含み、銀製、銀メッキ製を除く）；刃物製造業（庖丁、鋏、肉屋用、製靴用、彫刻用刃物）；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業

×貴金属製、貴金属メッキ製刃物製造業。

3422          利器製造業

主として農業用刃物を除く、あらゆる種類の利器、すなわち、斧、鉋、ノミ、

中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

線引ナイフ、又は布、紙、革の切断に用いられる刃物等の製造に従事する事業所をいう。金属加工用ダイを製造するものは中分類 35—機械製造業（電気機械器具を除く）に分類される。

○斧製造業；鉋製造業；ノミ製造業；錐製造業（ネジ錐を含む）；罐切製造業  
×農業用刃物製造業；金属加工用利器製造業。

3423 手工具製造業（刃物工作機械、鋸、農業用器具及び鋸を除く）

主としてハンマー、レンチ、ヤットコ、螺子廻し及びその他修理業者、寶石加工業者、石工、又は鐵工業者の用いる種々な特殊工具の製造に従事する事業所をいう。但し、主として利器製造に従事する事業所は細分類 3422 に、鋸は細分類 3424 に、鋸は細分類 3425 に、農器具は細分類 3426 に動力附手工具は中分類 35—機械製造業（電気機械器具を除く）に分類される。

○ハンマー製造業；レンチ製造業；螺子廻し製造業；石工用手工具製造業；寶石加工手工具製造業

×利器製造業；鋸製造業；鋸製造業；農器具製造業；手工具製造業（動力附）。

3424 鋸製造業

主として鋸又は大目鋸の製造及び目立に従事する事業所をいう。

3425 手引鋸及び鋸刃製造業

主として手引鋸及び鋸刃（手引用動力掛用共）の製造に従事する事業所をいう。但し、鋸盤製造業は中分類 35—機械製造業（電気機械を除く）に分類される。

○鋸製造業（手引のもの）；鋸刃製造業（丸及び帯鋸のもの）

×製材機械製造業（鋸盤製造業）

3426 農器具製造業

主としてマグワ、シヨベル、ツルハシ、ホウ、鍬、鎌、大鎌、鋤等の製造に従事する事業所をいう。主として農業用機械を製造する事業所は中分類 35—機械製造業（電気機械を除く）に分類される。

○シヨベル製造業；ツルハシ製造業；耕作用具製造業；養蠶器製造業（金属製のもの）；養雞器製造業（金属製のもの）；養蜂器製造業（金属製のもの）

×農業用機械製造業。

3129 他に分類されない金属製品製造業

主として普通、金物と呼ばれ、他に分類されない種々の製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は扉、錠、和錠及びその他建築用金具類、自動車及びその他の輸送車輛用の金具類、小箱、家具、箆笥、馬具、トランク、スーツケース等の金具類、

中分類34—金屬製品製造業（機械及び車輛を除く）

南京錠、金屬製の魔法瓶、水差等である。

但し、主としてボルト、ナットを製造する事業所は細分類 3494 に又、釘、靴釘等は細分類 3471 に、双物は細分類 3421 に分類される。

○建築用金物製造業；家具用金物製造業；建具用金具製造業；車輛用金具製造業  
船舶用金具製造業；鞆鍍金具製造業；錠前製造業；魔法瓶製造業；水差製造業  
（金屬製のもの）

×ボルト、ナット製造業；釘製造業；双物製造業。

343

煖房装置及び配管工事用附屬品製造業（電氣機械器具及び硬質、半硬質陶磁器製造を除く）

3431 珐瑯機器及び金屬製の衛生器具及びその他の配管工事用附屬品製造業（硬質、半硬質陶磁器を除く）

主として珐瑯機器製、鑄鐵製、又は板金製衛生器具すなわち浴槽、流し、便器又は洗濯容器及び配管工事用真鍮製品、すなわち、放噴、栓類、蒸氣抜き又は水抜き等の製造に従事する事業所をいう。

これらの事業所は又、小型のヴァルヴコック、ノズル等を製造する事もあるが蒸氣管、又は水管のヴァルヴを専門に製造する事業所は細分類 3591 に分類される。

但し、主として陶器又は磁器製の衛生器具の製造に従事する事業所は細分類 3241 に分類され、珐瑯機器製造所用具、家具及び醫療用具は細分類 3451 に分類される。

○衛生器具製造業（珐瑯機器、鑄鐵、板金製のもの）；珐瑯衛生鐵器製造業；鑄鐵製衛生器具製造業；板金製衛生器具製造業；配管工事用附屬品製造業；ヴァルヴ製造業（ガス水道配管用小型のもの）

×ヴァルヴ及び附屬品製造業（ガス、水道配管用以外のもの）；衛生器具製造業（陶磁器製のもの）；珐瑯機器製造業（薬所用具、家具、醫療用具を製造するもの）

342

石油バーナー製造業（家庭用及び工業用）

主として煖房又は料理用、工業用又は動力用蒸氣發生用に用いられる、蒸溜油又は燃料用のバーナーの製造に従事する事業所をいう。

但し、ボイラーバーナーや炉のバーナーとして纏つたものを作る事業所は細分類 3439 に分類される。

×ボイラー製造業

3420

他に分類されない煖房及び調理器具製造業（電氣式を除く）

主として他に分類されない煖房又は調理器具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はストーブ、コンロ、湯沸し、熱風炉、家庭用蒸氣又は温水煖房装置、鑄鐵製又は非鐵金屬製放熱器、纏つたガス又は石油のボイラーバーナー、炉のバ

中分類34—金屬製品製造業（機械及び車輛を除く）

—ナー及びボイラーの給炭装置、焼却炉、ユニットヒーター、ガスバーナー、可動窯、蒸汽窯及び自給食堂用料理加熱装置等である。

主として電気ストーブ、電気コンロ類を製造する事業所は細分類 3621 に、工業用炉、窯の製造に従事する事業所は細分類 3567 に分類される。又、主として工業用動力用又は船舶用のボイラー、煙突、タンク又は他の板金製品を製造する製罐工場は細分類 3443 に分類される。

○煖房用器具製造業；調理用熱装置製造業；ストーブ製造業；放熱器製造業（煖房用のもの）；ガス焔炉製造業；石油焔炉製造業；ボイラー燃焼装置製造業；炉用バーナー製造業；ガスバーナー製造業；ボイラー給炭装置製造業；焼却炉製造業；ユニットヒーター製造業；蒸汽窯製造業；料理保温装置製造業

×電気ストーブ；電気コンロ製造業；炉製造業（工業用のもの）；製罐業（ボイラー、タンク、工業用煙突製造業）。

344

構築用金屬製品製造業

3441

構築用及び装飾用金屬加工品製造業

主として構築用の鐵鋼、又は他の金屬製品及び鐵、又は非鐵金屬より建築物装飾用製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は構築用型鋼、梯子、階段非常梯子、格子、手摺、垣、柱、又は移動金屬家屋等である。

主として金屬扉、窓枠、線形、組枠等の製造業は細分類 3442 に、又、築造請負業者の行う構築作業は大分類 E—建設業に分類される。

○構築用型鋼製造業；梯子製造業（金屬製のもの）；格子製造業（金屬製のもの）手摺製造業（金屬製のもの）；組立家屋製造業（金屬製のもの）

×扉製造業（金屬製のもの）；サッシュ製造業（金屬製のもの）；組枠製造業（金屬製のもの）；建設業。

3442

金屬扉、窓枠、線形及び組枠製造業

主として鐵、非鐵金屬、又は金屬板で覆つた扉、窓枠、窓及び扉の枠、賣臺、線形及び組枠の製造に従事する事業所をいう。

○扉製造業（金屬製のもの）；窓枠製造業（金屬製のもの）；線形製造業（金屬製のもの）組枠製造業（金屬製のもの）；賣臺製造業（金屬製のもの）。

3443

製罐工場製品製造業

主として工業用、動力用又は船舶用ボイラ、煙突、タンクその他の製罐工場製品及び他工業のために切斷、折曲げ、打抜プレス作業を含む金屬板加工及び組立加工業に従事する事業所をいう。

主として家庭用煖房及び調理装置製造に従事する事業所は細分類 3439 他に

中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

分類されない煖房及び調理器具製造業（電気式を除く）に分類される。

○製罐業；ボイラ製造業（罐體を製造するもの）；鐵鋼板製品製造業（産業用ボイラ，煙突，タンク等を製造するもの）；鐵鋼板加工業（切斷，折曲げ，打抜，プレス等を行うもの）；壓力タンク製造業；ポンペ製造業；貯藏タンク製造業（産業用のもの）

×煖房装置製造業；調理装置製造業

3444 板金加工業

主として蛇腹，ベンチレーター，天窗，樋及びその他建築用の板金加工品の製造に従事する事業所（但し，建築現場にて建築請負業者が行う板金作業を含まない）及び板金製ストーブパイプ，タンク，貯藏箱及び爐の外箱の製造に従事する事業所をいう。

○樋製造業；ベンチレーター製造業（電気扇風機の製造を除く）；板金製品製造業（ストーブ，蛇腹，パイプ，タンク，貯藏箱，炉の外箱を製造するもの）。

345

金属塑形被覆及び彫刻業

3451 珐瑯引製品製造業

主として珐瑯引の臺所，家庭用又は醫療用器具，すなわちテーブル上板，冷凍機，ストーブ，洗濯機等の部品その他の製造に従事する事業所をいう。

主として珐瑯鐵器製の配管部品の製造に従事する事業所は細分類 3431 に分類される。

○珐瑯鐵器製造業（配管部品以外のもの）；珐瑯製醫療器具製造業

×珐瑯製配管部品製造業

3452 壘形及びプレス加工金属製品製造業

主として鐵，又は非鐵金属の壘形によつて瓶の口金，調理場，家庭用及び醫療用器具の製造，スタンピング又はプレス加工された自動車車體あるいは機械部品等の製造に従事する事業所をいう。

主として商業用に壘形及び壓延作業を行う事業所もここに含まれる。

但し，珐瑯引製品の製造に従事するものは細分類 3451 に分類される。

○自動車車體部品製造業（スタンプ，プレス，穿孔するもの）；機械部品製造業（スタンプ，プレス，穿孔するもの）；金属プレス業（自動車部品，機械部品，口金，その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（金属のもの）臺所用品製造業（金属のスタンピング，プレス又は壘形によるもの）；醫療器具製造業（金属のスタンピング，プレス又は壘形によるもの）

×珐瑯引製品製造業。

3453 粉末冶金業

中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

主として金属粉を混合，型詰，壓搾，焼結して小物機械部品を製造する事業所をいう。

3454 エナメル，漆，ラッカー塗装金属製品製造業

主として商業用の金属製品にエナメル，漆，ラッカー等の塗装を行う事業所をいう。

○エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装し販賣するもの）；漆塗装業（金属製品に漆を塗装販賣するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装し販賣するもの）。

3455 亜鉛被膜及びその他のメッキ業

主として鉄鋼板又は成形された製品に亜鉛被膜又は他のメッキ又はアルミニウム，鉛，亜鉛等の被覆を行い，又は罐及び諸器具の錫被膜直しを行う事業所をいう。

この種の業の主な仕事は，他人の所有する材料について行われる。

亜鉛被膜，錫被膜又は他のメッキに従事する鑿延工場は小分類331に分類される。

○亜鉛メッキ業（主として鉄鋼板又は成形品に行うもの）；錫メッキ業（主として鉄鋼板又は成形品に行うもの）；トタンメッキ業；ナマコ板メッキ業；ブリキメッキ業。

3456 金属彫刻業

主として販賣用として印刷以外の目的のために寶石，銀器，封印，又は他の金属製品に對し彫刻，タガネ彫り又は腐蝕を行う事業所をいう。

○金属彫刻品製造業

3457 電気メッキ，金属張り及び研磨業

主としてあらゆる電気メッキ，金属張り及び研磨業に従事する事業所をいう。

この主な業は，主として他人の所有材料についてなされるものである。

○メッキ業（電気メッキを行うもの）；電解研磨業；金属張り業

×亜鉛メッキ業（電気メッキによらないもの）；錫メッキ業（電気メッキによらないもの）

346 照明器具製造業

3461 照明器具製造業

主として，あらゆる種類の照明器具，及び設備，すなわち電燈，ガス燈，カーバイト燈，石油燈，ガソリン燈及び金属製反射鏡，及び附属品の製造に従事する事業所をいう。

主として照明用ガラス器兵の製造に従事する事業所は中分類32—ガラス及び

中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

土石製品製造業に、又、電球及びそれ等の光源装置を製造する事業所は中分類 3  
6—電気機械器具製造業に分類される。

○携帯用電燈製造業（懐中電燈、カンテラ、點檢燈）；照明用具製造業（ガラス  
土石製品以外のもの）；ガス燈製造業；カーバイド燈製造業；石油燈製造業；ガ  
ソリン燈製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）

×電燈笠製造業（ガラス製のもの）；電球製造業

347

線材製品製造業

3471

釘及びスパイク製造業

主として定尺ワイヤー、釘、貝折釘、スパイク、カスガイ、鋸等を購入した鋼  
棒、ワイヤー、釘、鋸板等から製造する事業所をいう。

主として購入した鉄鋼棒からワイヤーを引いて、それにより釘、貝折釘、スパ  
イク、カスガイ等を作る事業所は細分類 3332 に、又、同様の製品を作る歴延工  
場は小分類 331 に分類される。

○釘製造業（購入した線材によるもの）；スパイク製造業（購入した線、棒材に  
よるもの）；カスガイ製造業（購入した線材によるもの）；鋸製造業（購入した鋸  
板によるもの）

×釘製造業（線引業の一貫作業によるもの）；スパイク製造業；鋸製造業（歴延  
工業の一貫作業によるもの）；カスガイ製造業（購入した材料によるもの）

3479

他に分類されない線材製品製造業

主として購入したワイヤーより鉄、非鉄金属、線材製品で、他に分類されない  
ものを製造する事業所をいう。

主な製品は垣、金網、ワイヤーロープ、トゲ附ワイヤー、鉄筋コンクリート用  
棒及び金網、バネ、熔接棒、ワイヤー製火除け及び仕切り、ワイヤー製の籠なら  
びに調理場用ワイヤー製品等である。

主として購入したワイヤーより絶縁ワイヤーを製造するものは小分類 363—絶  
縁電線及び電纜製造業に分類され、又、鉄鋼棒から線引作業を行う事業所は細分  
類 3332—鉄鋼伸線業に分類される。

○線材製品製造業（購入したワイヤーによるもの）；金網製造業（購入したワイ  
ヤーによるもの）；ワイヤーロープ製造業（購入したワイヤーによるもの）；有刺  
鉄線製造業（購入したワイヤーによるもの）；ワイヤースプリング製造業（購入  
した線材によるもの）；熔接棒製造業（購入した材料によるもの）；ワイヤー製品  
製造業（籠、ザル、調理用具を製造するもの）

×絶縁線製造業；線引業

343

その他の金属製品製造業

中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

- 3491 金属製大樽，ドラム罐，小樽，手桶製造業  
主として鐵及び非鐵金属製大樽，ドラム罐，小樽，手桶の製造に従事する事業所をいう。  
○樽製造業（金属製のもの）；ドラム罐製造業（金属製のもの）；桶製造業（金属製のもの）；金属製ドラム罐，桶，樽製造業。
- 3492 金庫及び金庫室製造業  
主として金庫及び金庫室（コンクリート製は細分類 3271 に分類される）金庫室ドア及び内張安全庫類，安全鍵の製造に従事する事業所をいう。  
○金庫製造業；防火防犯キャビネット製造業。
- 3493 鋼製スプリング製造業  
主として板バネ，火造バネ，コイル状，平バネ等の製造に従事する事業所をいう。  
主としてワイヤースプリングを製造する事業は細分類 3479 に，鋼線を作る歴延工場は小分類 331 に分類される。  
○板バネ製造業；火造バネ製造業；平バネ製造業；スプリング製造業（鋼製のもの）  
×ワイヤースプリング製造業；鋼製スプリング製造業；鋼製スプリング製造業（歴延工場の一貫作業によるもの）
- 3494 ボルト，ナット，座金，リベット製造業  
主としてボルト，ナット，座金，リベット，ターンバックル，木ネジ，トッグルボルト等の製造に従事する事業所をいう。同様な製品を製造する歴延工場は小分類 331 に分類される。主としてネジ製造専用機械による製造業は細分類 3495 に分類される。  
○ボルト，ナット製造業；座金製造業；リベット製造業；ワッシャー製造業  
×ボルト，ナット，リベット製造業（歴延工場の一貫作業によるもの）
- 3495 ネジ製造専用機械による製品製造業  
主として自動式もしくは手動式のネジ製造専用機械で金属，繊維，合成樹脂，その他の物質の棒，管からネジ製品を作る事業所をいう。この産業の製品は種々の部品であつて下請作業で作られるものである。  
○ネジ製造業（ネジ製造専用機械によるもの）。
- 3496 軟質金属チューブ製造業  
主として鉛，亜鉛，アルミニウム及びそれらの合金から可撓チューブの製造に従事する事業所をいう。  
○押し出しチューブ製造業。



中分類34—金属製品製造業（機械及び車輛を除く）

3497 金，銀，錫，アルミニウム及びその他の金属箔製造業

主として金，銀，錫，アルミニウム及びその他の金属箔製造に従事する事業所をいう。

○金属箔製造業；箔打業。

2499 他に分類されない金属製品製造業

新案金属製品，特殊な金属製品を含む上記以外の金属製品の製造に従事する事業所をいう。